

こんな時にご相談ください

山形村・山形村商工会

平成28年4月改定

# 山形村商工業振興条例

この条例は平成5年4月1日より施行された山形村の商工業の振興を目的とした条例です。積極的にご利用下さい。

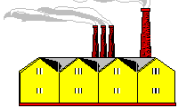
## 融資に関する助成

商工会の指導・斡旋による  
・ 県制度資金  
・ 村制度資金  
・ 日本政策金融公庫資金  
等が対象です

## 利子補給・保証料補給

- (1) 商工会の指導斡旋による運転・設備資金に対して初めの1年間の支払利息の15%を経営安定助成金として交付(年間15万円限度)  
(小規模事業者のみ)
- (2) 山形村制度資金: 運転・設備資金500万円以内で無担保、無保証人、年利1.9%、保証協会への保証料はセーフティーネット以外は5分の1は事業者負担

## 施設に関する助成



※店舗・工場の助成を受けるためには事前に事業認定が必要です。計画段階で山形村又は商工会にご相談下さい。

## あらかじめ認定を受けて 店舗・工場・事務所等の施設の新築・移設・増築

(改築は対象外)

※平成28年4月より200万円に引き下げ

### 200万円を超える額の5%助成(50万円限度)

- 例) 500万円の設備をした場合は15万円の助成  
1,000万円の設備で40万円、1,200万円以上の設備の場合50万円(限度額)

## 共同店舗を新築(2名以上の商業者)

### 500万円を超える額の10%助成(100万円限度)

- 例) 1千5百万円の共同店舗を新設した場合に100万円の助成

## 労務に関する助成



## 特定退職金共済・中小企業退職金共済への助成

商工会等で扱っている退職金共済(中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度)に加入した場合掛金の一部を2年間助成

- ・ 補助率 月額掛金の20%(ただし上限800円)
- ・ 補助額 月額掛金×20%(上限の場合は800円)×補助対象月数

注) 融資に関する助成の(1)及び労務に関する助成は小規模事業者(製造・建設業は従業員20人以下、小売・サービス業は従業員5人以下の事業所)のみが対象となります。  
他の助成制度は中小企業者(資本金1億円以下、従業員300人以下の事業所、小規模事業者も含む)が対象となります。



山形村  
山形村商工会

産業振興課  
TEL0263-98-5664

TEL0263-98-2200 FAX98-4004  
e-mail: shoukou@go.tvm.ne.jp



お気軽にご相談下さい